

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委 員 小 須 田 敏
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年7月22日 21時40分ごろ～21時50分ごろの間）
発生場所	山口県萩市見島北北東方沖 見島北灯台から真方位018° 22.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 09.3′ 東経131° 16.5′）
事故の概要	漁船第三十六恵運丸 ^{けいうん} は、操業準備中、甲板員Aが行方不明となり、後日、死亡認定された。
事故調査の経過	平成27年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十六恵運丸、19トン SN2-2536（漁船登録番号）、有限会社恵運漁業 24.60m×4.40m×1.87m、FRP ディーゼル機関、603.11kW、平成4年7月31日 第272-18371号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年2月9日 免許証交付日 平成27年1月28日 （平成32年2月14日まで有効） 甲板員A 男性 62歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 4、視界 不良 海象：波高 約1.5～2.0m、潮流 東流約1.4ノット、水温 約22.0℃ 山口県萩・美祢 ^{みね} 地区には、7月22日03時31分に強風注意報が、10時21分に大雨注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、いか釣り漁の目的で、平成27年7月22日11時50

	<p>分ごろ、見島北北東方沖の漁場に向けて島根県松江市恵曇^{えと}港を出港した。</p> <p>本船は、21時30分ごろ、見島北北東方沖の漁場に到着し、船長が操舵室で操業を開始する合図のベルを鳴らした。</p> <p>船長は、甲板員Aが、甲板員Bと共に船首楼甲板でパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入した後、スパンカーを広げる目的で船尾方に向かっていているところを見た。</p> <p>甲板員Bは、シーアンカーを投入した後、シーアンカーのロープを引っ張ってシーアンカーのパラシュート部が開いたことを確認し、左舷側の自動いか釣り機の網台（いかの落下防止用受け台）を船首から船尾方に向かって舷外に倒していった。</p> <p>船長は、甲板員Bが左舷側船首の自動いか釣り機の網台を倒しながら船尾方に移動して行くのを見た後、右舷側船首の自動いか釣り機の網台が既に舷外に倒されていることを確認し、自動いか釣り機の電源を入れたところ、自動いか釣り機の制御盤で‘右舷側の6番いか釣り機（右舷最後部）’（以下「本件いか釣り機」という。）から異状発生の警報が出ていることを認めた。</p> <p>船長は、操舵室から左舷側中央付近で自動いか釣り機の網台を舷外に倒していた甲板員Bが見えたので、本件いか釣り機を点検するよう指示した。</p> <p>甲板員Bは、本件いか釣り機に行ったところ、舷外に倒した本件いか釣り機の網台の裏側でおもりと糸が絡まっていることに気付き、舷外に倒していた同網台を収納し、絡みを解^{ほど}いて再度舷外に倒し、警報が止^やんだことを確認した。</p> <p>甲板員Bは、左舷側の自動いか釣り機の網台を舷外に倒す作業に戻ろうとして賄い室の出入口の前を通った際、火の付いたガスコンロに鍋が置かれているのが見えたが、甲板員Aの姿が見えなかったため、気になって左舷船尾から左舷船首及び右舷側に回って右舷船尾にある便所を捜したが見当たらず、甲板員Aが見当たらない旨を船長に報告した。</p> <p>船長は、甲板員Bと共に船内を捜したが、甲板員Aが見当たらなかったため、甲板員Aが落水したのではないかと思い、21時50分ごろ海上保安庁に通報して救助を要請した。</p> <p>甲板員Aは、海上保安庁の巡視船艇、ヘリコプタ及び付近にいた漁船等によって捜索が行われたが発見されず、行方不明となり、平成28年6月22日に死亡認定された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本件いか釣り機の網台を収納した状況、写真2 本件いか釣り機の網台を舷外に倒した状況参照）</p>
その他の事項	本船では、各自が担当する業務がそれぞれ決められていた。

	<p>甲板員 A は、操業開始の合図が出ると、船首楼甲板に行き、甲板員 B と共にシーアンカーを投入した後、船尾甲板に移動してスパンカーを広げ、その後右舷側の収納されている自動いか釣り機の網台を船尾から船首方に向かって舷外に倒す作業を行っていた。</p> <p>船長と甲板員 B は、船内を捜したとき、スパンカーは広げられており、右舷側の自動いか釣り機の網台は全て倒されていたことを認めた。</p> <p>甲板員 A は、ふだん、操業開始の合図のベルを聞いてから約 10 分で右舷側の自動いか釣り機の網台を倒す作業を終えており、その後食事の準備をしていた。</p> <p>船長は、シーアンカーを投入する甲板員 A を見た際、救命胴衣（膨張式の腰に装着するタイプ）を着用していることを確認していたが、船内を捜したとき、甲板員 A の救命胴衣が賄い室の扉の内側に掛けられているのを認めた。</p> <p>船長は、甲板員 A が食事の準備をするとき、火を使用するので炭酸ガスのボンベが付いている膨張式救命胴衣の着用は危険だと考えて外していると思っていた。</p> <p>本船は、自動いか釣り機が異状を起こしたとき、操舵室内の制御盤及び当該いか釣り機に設置された警報が鳴り、前部甲板上の回転灯が作動するようになっていた。</p> <p>本件いか釣り機は、賄い室の出入口付近にあった。</p> <p>本船のブルワークの高さは、約 1 m であった。</p> <p>甲板員 A は、身長が約 164 cm であった。</p> <p>船長及び甲板員 B は、本事故当時、本船が横揺れをしていたが、甲板上に居て落水の危険があると思われるほどの横揺れではないと思った。</p> <p>甲板員 A は、本船に約 4 ～ 5 年乗船していた。</p> <p>船長及び甲板員 B は、落水する音は聞いていなかった。</p> <p>船長は、以前、自動いか釣り機の網台の裏側でおもりと糸が絡んだとき、同網台を収納せず、ブルワークの上に上がり、身体を舷外に乗り出して絡みを解こうとして落水した経験があったので、甲板員 A が、本件いか釣り機の警報に気付いた際、網台を収納せずにおもりと糸の絡みを解こうとして身体を舷外に乗り出し、落水したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>不明</p> <p>甲板員 A は、行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>船長は、21 時 30 分ごろに操業開始のベルを鳴らし、その後船尾</p>

	<p>方に向かう甲板員 A を認め、甲板員 B から報告を受けて船内を捜したが、甲板員 A が見当たらず、21時50分ごろ海上保安庁に通報したものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、ふだん、操業開始のベルを聞いてから約10分で右舷側の自動いか釣り機の網台を倒す作業を終え、その後食事の準備をしていたものと考えられる。</p> <p>甲板員 B は、本事故当時、点火されたガスコンロに鍋が置かれていることを目撃したものと考えられる。</p> <p>以上のことから、甲板員 A は、21時40分ごろから50分ごろの間に落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員 A は、本件いか釣り機から異状発生の際に出たこと、本件いか釣り機の網台の裏側でおもりと釣り糸が絡んでいたこと、賄い室の近くに本件いか釣り機があったこと、点火されたガスコンロに鍋が置かれていたことから、食事の準備中に本件いか釣り機の異状に気づき、おもりと釣り糸の絡みを解こうとした際に落水した可能性があると考えられるが、本人が本事故で死亡しているため、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、見島北北東方沖において、本船が漂泊して操業準備作業中、甲板員 A が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いか釣り漁船において、舷外に倒した網台に関連する不具合が生じた場合は、網台を船内側に収納して作業を行うこと。 ・ 舷外に身体のコ重心を移して作業を行う場合は、命綱又は作業用救命衣を使用すること。

付図1 事故発生場所概略図

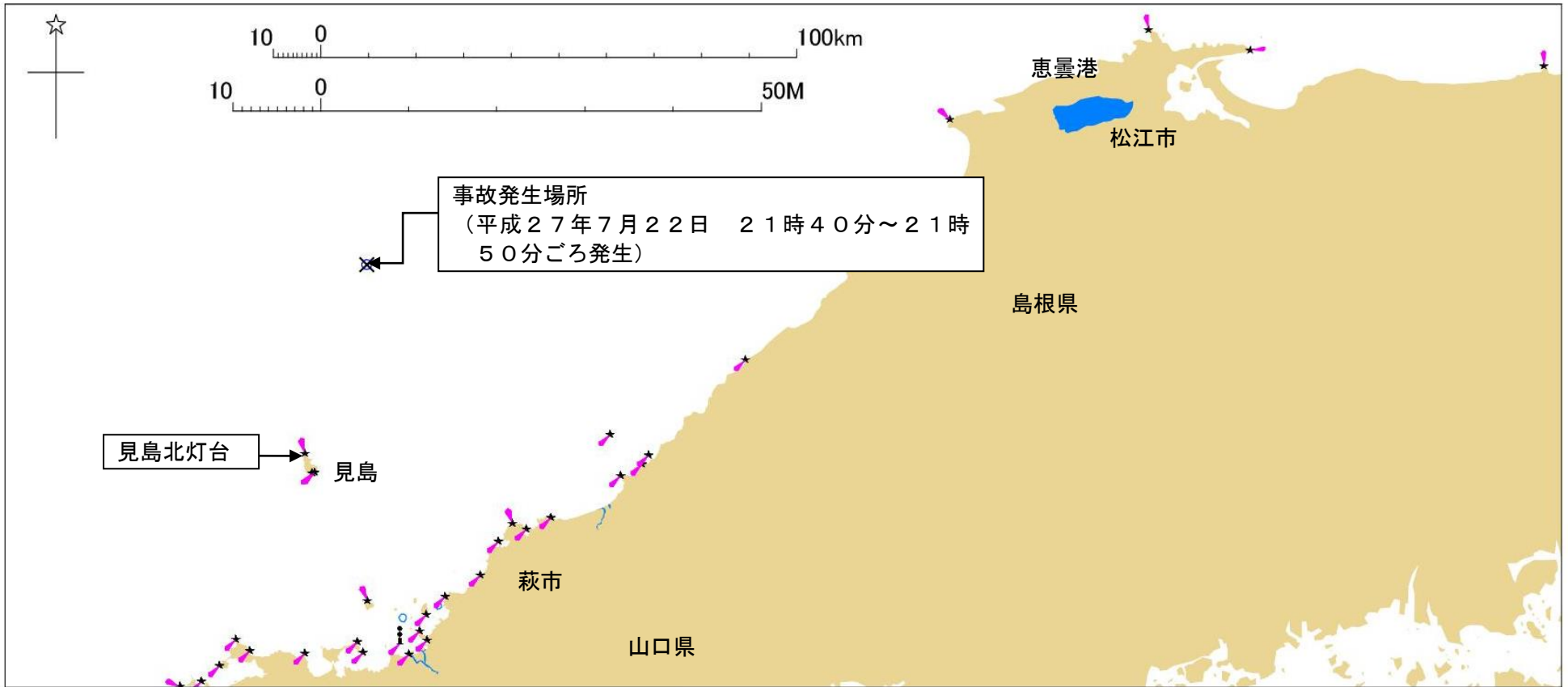


写真1 本件いか釣り機の網台を収納した状況

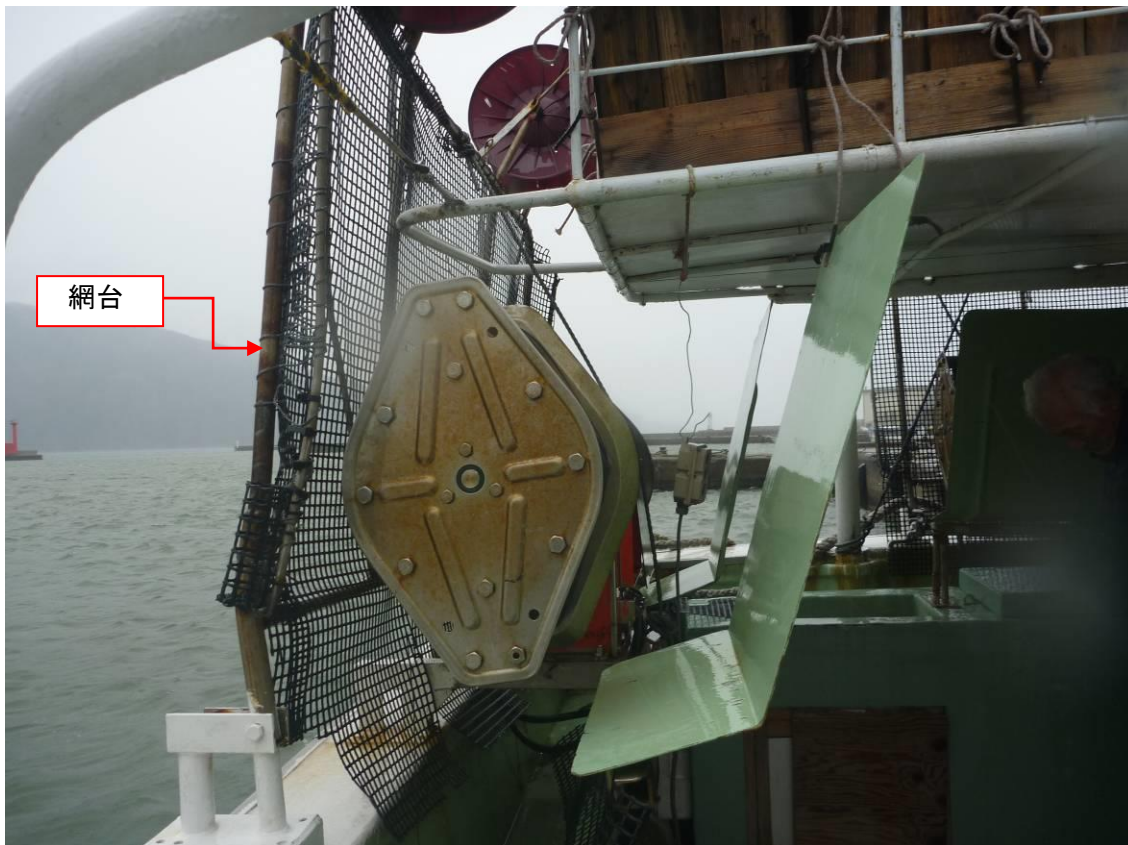


写真2 本件いか釣り機の網台を舷外に倒した状況

